高知県耐震改修促進計画の主な策定経緯

H18.1
建築物の耐震改修促進に関する法律改正
国の基本方針決定

- 都道府県耐震改修促進計画策定の義務付け
- 住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化率目標の設定（H27：90%）

H19.3　計画策定（第1期計画　H18～H27）

- 住宅・多数の者が利用する建築物の
- 耐震化率目標の設定（H27：90%）

H21.3　計画一部改定（Ver.1.2）

- 地震発生時に通行を確保すべき道路を記載
（→対象建築物の指導・助言対象化）

H23.3　東北地方太平洋沖地震

H25.11
建築物の耐震改修促進に関する法律改正

- 規制強化（診断義務付け対象建築物の設定）
- 全ての建築物の耐震化の促進

H27.2　道路啓開計画（暫定版）策定

H27.8　計画一部改定（Ver.1.3）

H28.3　国の基本方針の改正

H28.4　熊本地震

H28.10　国の審議会で原因分析
委員会報告書を踏まえた
国の取組方針を提示

H29.1 要緊急安全確認大規模建築物の診断結果公表

H29.12　計画全面改定（第2期計画　H29～R7）

R6.1　能登半島地震

R7.3　防災拠点建築物の診断結果の診断結果公表

R7.7　国の基本方針の改正

- **能登半島地震等の地震災害を踏まえた課題**
- **耐震化の推進他、具体的な取組**
  - 所有者等の費用負担の軽減
  - ブロック塀等の対策
  - 昭和56年～平成12年の木造住宅の耐震性能検証
- **住宅・建築物の耐震化の現状と目標の設定**

計画全面改定（第3期計画　R8～R17）

高知県耐震改修促進計画（第３期計画）について

１．計画の概要（背景と目的）

● **計画の目的**

本計画は、建築物の倒壊等による被害の軽減及び発災直後における防災拠点等の機能維持を図るため、建築物の安全対策を計画的に促進し、もって県民の生命や財産を保護すること

● **計画で定める事項**

- 住宅、建築物等の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 地震に対する安全性の向上に関する施策　等
- 耐震診断義務付け建築物に関する事項
  - ① 要緊急安全確認大規模建築物
  - ② 要安全確認計画記載建築物のうち　　防災拠点建築物
  - ③ 要安全確認計画記載建築物のうち　　沿道建築物

（①～③の建築物については、耐震診断結果を所管行政庁に報告する義務があり、また所管行政庁はその内容を公表しなければならない旨規定されている。）

２．耐震化の現状と目標

● 住宅の耐震化の状況と目標

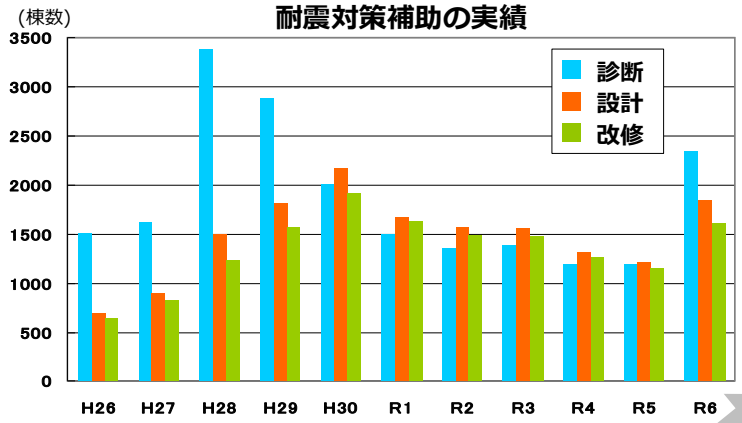

平成30年度末

総棟数	315,000戸
耐震性あり	259,000戸
耐震性なし	56,000戸
耐震化率	**82%**

令和６年度末

総棟数	305,000戸
耐震性あり	270,000戸
耐震性なし	35,000戸
耐震化率	**89%**

現行目標　令和７年度末

耐震性なし	21,000戸
耐震化率	93%

第３期目標

令和12年度末	令和17年度末
耐震化率 95%	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消

● 耐震診断義務付け建築物の状況と目標

耐震診断義務付け建築物の現状（令和７年12月）

	対象棟数	耐震化	
		耐震性があるものの数	進捗率
①要緊急安全確認大規模建築物	60	59	98.3%
②防災拠点建築物	**212**	**197**	**92.9%**
③沿道建築物 全閉塞RC造（沿道建築物の総数）	**14**（278）	**10**（77）	**71.4%**（27.7%）

現行目標　令和７年度末

①要緊急安全確認大規模建築物
②防災拠点建築物
③沿道建築物のうち全閉塞RC造
　→ 概成

第3期目標　令和17年度末

①R8年度中に解消見込みのため設定しない
②耐震性不足のものを早期に解消する
③全閉塞RC造のものについて耐震性不足のものを早期に解消する

耐震診断義務付け対象建築物とは

耐震診断とその結果の報告が義務付けられている建築物(耐震改修促進法第７条)を指します。

① **要緊急安全確認大規模建築物**

不特定多数の者等が利用する大規模建築物

(耐震改修促進法附則第3条)

要安全確認計画記載建築物

② **防災拠点建築物**

地震時に避難所や応急対策活動の拠点となる建築物となる施設等

③ **沿道建築物**

地震発災後に通行を確保する必要がある道路沿いにある一定の高さを超える建築物

3．耐震化促進のための施策

見えてきた課題や教訓

見えてきた課題

耐震改修はお金がかかりそう…

- **耐震化への理解**
  耐震化の必要性や意義を理解していない
- **費用負担**
  耐震化に要する負担が過大だと思っている
  補助や支援制度の周知不足
- **事業者不足**
  耐震化に携わる事業者が少ない

だれに頼めば…？？

これまでの地震からの教訓

旧耐震に大きな被害 新耐震にも被害

- **旧耐震基準のものに甚大な被害**
  特に木造建築物の被害大
- **新耐震基準のものにも被害**
  接合部が現基準に適合していないもの(H12年以前)のものに被害が生じた
- **公共施設や防災拠点に被害**
  公共施設や避難所に被害が発生
  いざという時に使用できなかった

いざという時に防災拠点が使えない…

取組方針

①需要の掘り起こし

- **支援制度の継続、見直し及び拡充**
  - 市町村事業への財政的支援
  - 支援制度についての周知
  - 新たな支援制度の創設検討
- **情報提供の充実**
  - 支援制度や事業者情報のホームページ掲載等
- **普及啓発と実態把握**
  - セミナーや出前講座の開催
  - 省エネ、バリアフリー改修等の機会に併せた耐震改修促進
  - 高齢者向け融資制度の情報提供
  - アンケート等での実態把握
- **相談窓口**
- **自主防災組織等との連携**

②供給能力の強化

- **事業者の登録・育成**
  - 事業者登録制度の整備
  - 事業者向け講習会の開催
  - 技術力向上･新規事業者参入促進のための勉強会開催
- **技術的支援体制の整備**
  - 情報等の収集、提供
  - 事業者、市町村への技術支援
  - 技術的支援事業実施団体の登録
- **建築物所有者の負担が少ない工法等の普及促進**
  - 低コスト工法の普及啓発

③建築物の総合的な安全対策

- ブロック塀の倒壊防止対策
- 窓ガラス、外壁タイルや屋外広告物等の落下防止対策
- 天井崩落対策
- エレベーター安全対策
- 給湯器の転倒防止対策
- 家具の転倒防止対策
- 通電火災の防止対策
- がけ崩れ等対策
- 瓦屋根の耐震・耐風対策
- 耐震シェルターの設置

耐震３兄弟©村岡マサヒロ